

飯山市学習旅行誘致支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、交流人口の維持、拡大を図るとともに、観光業及び宿泊業の物価高騰による影響緩和と地域の活性化に資することを目的に、長野県外の小中学校の児童又は生徒が参加する学習旅行であって、飯山市内の宿泊施設に宿泊を伴うものに対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学習旅行 学校教育の一環として、児童又は生徒が教師の引率のもと、遠隔地の文化施設や自然、産業施設等を訪問し、見聞を広め、知識や情操を深めることを目的とする旅行をいう。
- (2) 小中学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校及び中学校をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）に定める旅館業を行う施設をいう。ただし、モーター類似施設を除く。
- (4) 観光協会等 信州いいやま観光局、戸狩観光協会、斑尾高原観光協会、小菅・北竜湖観光協会及び学習旅行を受け入れる飯山市内の宿泊施設をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、飯山市内で学習旅行を行う長野県外の小中学校の児童又は生徒を受け入れる観光協会等に対し助成金を交付する。

- 2 助成金の交付を受けた観光協会等は、長野県外の小中学校の児童又は生徒の学習旅行に要する経費に助成金が行き届くようにしなければならない。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（第7条第1項において「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国若しくは都道府県の補助を受けているもの又は政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものは除く。

- (1) 長野県外の小中学校の児童又は生徒が体験学習を目的に飯山市内の宿泊施設に宿泊して行う学習旅行であること。
- (2) 貸切バスを使用した児童又は生徒15人以上による学習旅行であること。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、学習旅行に参加した児童又は生徒が負担する経費とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、学習旅行に参加した児童又は生徒の人数に2,000円を乗じて得た額とする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第7条 助成金の交付申請をしようとする観光協会等は、助成対象事業終了後、30日以内に交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を提出するときは、次の各号の書類を添えなければならない。

(1) 助成金算出内訳書(様式第2号)

(2) 第5条に規定する助成対象経費への助成金の充当が証明できる書類(期間及び宿泊者数がわかるものに限る。)

(3) 宿泊証明書、宿泊者名簿、学習旅行の行程表及び活動の状況が分かる写真等

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該書類を審査し、助成金を交付することが適正と認めるときは、助成金交付決定通知書兼助成金交付確定通知書(様式第3号)により観光協会等に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の交付決定及び額の確定通知を受けた観光協会等は、助成金を請求しようとするときは、助成金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(手続の委任)

第10条 学習旅行を受け入れる宿泊施設は、観光協会等(学習旅行を受け入れる飯山市内の宿泊施設を除く。)に助成金交付に係る手続を委任することができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年9月26日から施行し、令和7年9月1日から適用する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(様式第 1 号) (第 7 条関係)

飯山市学習旅行誘致支援事業助成金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

飯山市長 江 沢 岸 生 あて

申請者

所在地

団体名及び

代表者氏名

印

助成金の交付を受けたいので、飯山市学習旅行誘致支援事業助成金交付要領第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 事業年度	年度
2 助成金交付申請額	円
3 添付書類 (□欄をチェック (☒) してください。)	☐ 助成金交付申請額算出調書 (様式第2号) ☐ 助成対象経費への助成金の充当が証明できる書類 (期間及び宿泊者数がわかるものに限る。) ☐ 宿泊証明書、宿泊者名簿、行程表、活動の状況が分かる写真等

飯山市学習旅行誘致支援事業助成金算出内訳書

学校等の名称	実施期間	交付申請額の算出			備 考
		単 価	児童生徒の人数	補助金等 交付申請額 (A+B)	
		A	B	(A+B)	
例)〇〇市立〇〇学校	例)〇年〇月〇日～〇日	円		円	
		2,000			
		2,000			
		2,000			
		2,000			
		2,000			
		2,000			
合 計					

(様式第 3 号) (第 8 条関係)

飯山市学習旅行誘致支援事業助成金交付決定通知書兼助成金交付確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者等
団体名及び
代表者氏名

飯山市長 江 沢 岸 生 印

令和 年 月 日付で申請のあった飯山市学習旅行誘致支援事業助成金の交付について、
次のとおり交付決定及び交付額を確定したので、飯山市学習旅行誘致支援事業助成金交付要領
第 8 条の規定により通知します。

記

1 事業年度	年度
2 交付決定額	円
3 交付確定額	円

担当課 商工観光課 観光係

(様式第 4 号) (第 9 条関係)

飯山市学習旅行誘致支援事業助成金交付請求書

年 月 日

飯山市長 江 沢 岸 生 あて

請求者
所在地
団体名及び
代表者氏名
電話番号
印

飯山市学習旅行誘致支援事業助成金について、飯山市学習旅行誘致支援事業助成金交付要領第 9 条の規定により次のとおり請求します。

請求金額 金 円

1 助成金の振込先	金融機関名・支店名	
	口 座 種 別	
	口 座 番 号	
	(フリガナ) 口座名義人	
2 備 考		